エコ住宅にお住まいの方へ

地球環境にやさしく火災共済の
掛金を割引したプランです。

1口あたりの年払掛金が
木造構造は2円割引、鉄骨・耐火構造、
マンション構造は1円割引となります。
※掛金の払込方法は、年払いのみです。

住まいる共済 エコ住宅専用

火災共済・自然災害共済

加入できるエコ住宅
(下記のエコ設備のいずれかを設置し使用している住宅)

- **太陽光発電システム**
- **家庭用燃料電池**(例 エネファーム)
- **オール電化住宅の電気設備**
  給湯・厨房・空調設備等の家庭内の熱源をすべて電気でまかなう住宅です。
  電気料金の割引適用等で確認することができます。
- **自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器**
  (例 エコキュート)
- **家庭用ガスコージェネレーションシステム**
  (例 エコウィル)
- **潜熱回収型給湯器**(例 エコジョーズ)
- **高効率石油給湯器**(例 エコフィール)

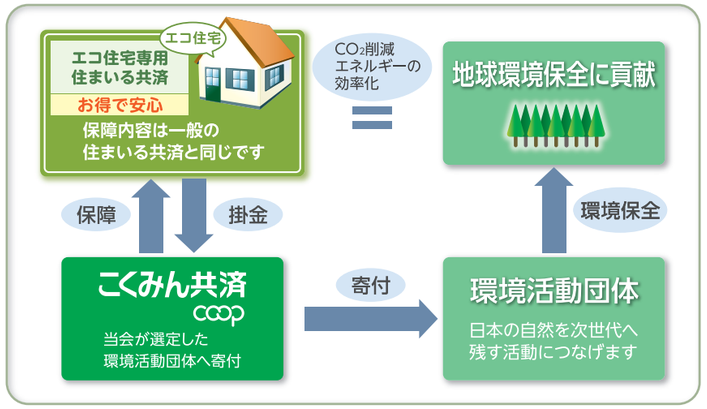

※加入申し込みに際しては、当会が選定する環境活動団体に寄付する旨についての同意が必要となります。
※エコ設備に該当するのかご不明な場合は、当会までお問い合わせください。

お気軽にお問い合わせください

茨城推進本部 (茨城県勤労者共済生活協同組合)	〒310-0804 水戸市白梅1-1-10 ☎ 029-227-6642	千葉推進本部 (千葉県勤労者共済生活協同組合)	〒260-0045 千葉市中央区弁天1-17-1 ☎ 043-287-8165
栃木推進本部 (栃木県労働者共済生活協同組合)	〒321-0963 宇都宮市南大通り2-5-4 ☎ 028-635-6031	東京推進本部 (東京労働者共済生活協同組合)	〒160-0023 新宿区西新宿7-20-8 ☎ 03-3360-6500
群馬推進本部 (群馬県労働者生活協同組合)	〒371-0854 前橋市大渡町2-3-3 ☎ 027-255-6311	神奈川推進本部 (神奈川県労働者共済生活協同組合)	〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-4-9 ☎ 045-473-5588
埼玉推進本部 (埼玉県労働者共済生活協同組合)	〒338-8504 さいたま市中央区下落合1050-1 ☎ 048-822-0631	山梨推進本部 (山梨県労働者共済生活協同組合)	〒400-0031 甲府市丸の内3-29-11 ☎ 055-237-6861

インターネット https://www.zenrosai.coop

「こくみん共済 coop」は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員になるには、1口(100円)の出資が必要です(生活協同組合運営のために10口(1,000円)以上の出資をお願いしています)。
なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの「こくみん共済 coop」へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。
また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただいていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただく場合がありますのでご注意ください。

たすけあいの輪をむすぶ
こくみん共済〈全労済〉
全国労働者共済生活協同組合連合会 coop

たすけあいから生まれた保障の生協です
「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

7321B001(21.05.18,320.DNP)

こくみん共済 coop NEWS

住まいる共済

火災共済・自然災害共済

風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

住まいる共済とは ▶P.1~2
住まいのリスクから保障プランを考える ▶P.3~4
保障内容 ▶P.5~8
あなたの住まいの建物構造は? ▶P.9~10
必要保障額と掛金の計算 ▶P.11~12
ご契約のてびき ▶P.13~18

たすけあいの輪をむすぶ

こくみん共済〈全労済〉
全国労働者共済生活協同組合連合会 coop

住まいる共済

火災共済・自然災害共済

風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

「住まいる共済」の大きな特長

住まいの耐火性能による **3種類の建物構造区分**	建物ごとのリスクに合わせて、 ムダのない掛金で的確な備えができます。
賠償責任など近年のニーズに応えて **充実した特約の数々**	より安心な毎日をすごすために、 選んでプラスする特約をご用意しています。
リスクに適応した備え **マンション専用保障**	風水害リスクの低いマンション構造に、 掛金を抑えた専用プランがあります。

住まいる共済は、
建物によって異なる災害リスクに合わせて、保障内容も、掛金も、
きめ細かく備えられる保障です。

安心のポイント

地震や自然災害に しっかり備える「大型タイプ」	自然災害共済「大型タイプ」は、大型の保障で地震や風水害などの自然災害から、住宅や家財をしっかり守ります。掛金が手頃な「標準タイプ」もあります。
住宅の70%以上の 焼破損割合で全焼損扱い	火災共済は、火災などによる住宅の焼破損割合が70%以上で全焼損扱いとなり、契約共済金額の全額をお支払いします。
家財のみでも 加入できます	住まいる共済は家財のみでも加入できますので、住宅保障のみを用意されている方や賃貸住宅にお住まいの方にもご利用いただけます。
古い住宅や家財でも **「再取得価額」**で保障	火災共済は、火災などによる被害に対して、古い住宅や家財でも、同程度のものを新たに購入・修理するために必要な金額（再取得価額）で保障します。
もしものときも 安心です	住宅・家財損害の事故受付は、365日・24時間対応で受け付けています。

近年、増加する自然災害のリスク。住 宅や家財の備えは大丈夫ですか？

戸建ての場合

加入例　世帯主39歳・茨城県・持ち家・30坪・同居家族3人
契約内容：火災共済＋自然災害共済/大型タイプ
住宅保障210□・家財保障140□　計350□

木造構造	鉄骨・耐火構造
年払掛金	
木造構造 82,250円	鉄骨・耐火構造 50,750円

保障内容（抜粋）

火災などのとき	3,500万円
風水害などのとき	2,750万円
地震などのとき	1,050万円

2019年度は、共済金支払いの約93%が自然災害によるものでした。

台風・降雪・地震などの自然災害が支払原因の多くを占めています。

■2017年度～2019年度「住まいに関する共済金」原因別支払件数

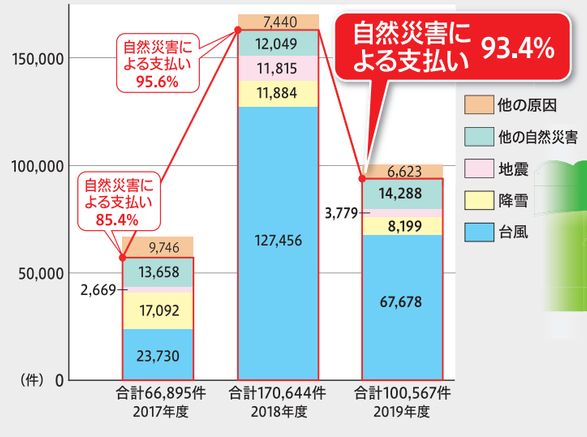

自然災害への
しっかりとした備えが大切です。

共同住宅（マンション・アパート）などの場合

加入例　世帯主35歳・東京都・持ち家・20坪・同居家族3人
契約内容：火災共済＋自然災害共済/大型タイプ
住宅保障180□・家財保障140□　計320□

風水害リスクの低いマンション構造の方に！

鉄骨・耐火構造	マンション構造	マンション構造（風水害保障なしタイプ）
年払掛金		
鉄骨・耐火構造 46,400円	マンション構造 38,400円	マンション構造 33,600円

保障内容（抜粋）

火災などのとき	3,200万円	3,200万円
風水害などのとき	2,540万円	
地震などのとき	960万円	960万円

あなたの住まいに必要な保障を見てみましょう。

次ページへ

住まいのリスクから保障プランを考える

住まいによって異なる災害リスクに合わせて、保障内容をお選びいただけます。

持ち家の方には 住宅 と 家財 の保障を、**賃貸住宅**の方には 家財 の保障をご用意し ています。

						自然災害にもしっかり備えたい方に！ 火災共済 ＋ 自然災害共済 〈ベースプラン〉	手頃な掛金で備えたい方に！ 火災共済 〈シンプルプラン〉	風水害リスクの低いマンションの方に！ 火災共済 ＋ 自然災害共済 〈マンション構造専用プラン〉※
火災などのとき	火災	落雷	破裂・爆発	消火作業による冠水・破壊	●他人の住居からの水ぬれ ●他人の車両の飛び込み ●突発的な第三者の直接加害行為（損害額5万円以上） ●建物外部からの物体の落下・飛来	○	○	○
風水害などのとき	突風・旋風（竜巻含む）	台風・暴風雨・豪雨・長雨	洪水・高波・高潮	降雪・雪崩・降ひょう	●左記による地すべり、または土砂崩れ	○	△	—
地震などのとき	地震による損壊	地震による火災	噴火による損壊・火災	津波による損壊	●地震等特別共済金（自然災害共済に20口以上加入の場合のみ対象）	○	—	○
火災共済に付随する保障	●持ち出し家財共済金（家財契約がある場合のみ対象） ●失火見舞費用共済金 ●修理費用共済金（マンション構造のみ対象） ●漏水見舞費用共済金（マンション構造のみ対象）		●風呂の空だき見舞金 ●住宅災害死亡共済金 ●バルコニー等修繕費用共済金（住宅契約があり、かつ、マンション構造のみ対象）		●水道管凍結修理費用共済金（住宅契約に20口以上加入の場合のみ対象） ●付属建物等風水害共済金（住宅契約に20口以上加入の場合のみ対象） ●臨時費用共済金	○	○	△
自然災害共済に付随する保障	●盗難共済金		●傷害費用共済金		●付属建物等特別共済金（自然災害共済 大型タイプの住宅契約に20口以上加入の場合のみ対象）	○	—	△

ご注意 ○：保障されます。 △：ベースプランと比べて保障額が少なくなります。または、保障の一部が対象外となります。 —：保障されません。 ＊自然 災害共済は、保障が手厚い 大型タイプ と、掛金がお手頃な 標準タイプ があります。 ※風水害保障なしタイプの場合。

特約をプラスして、さらに力強い安心を！

			＋	＋	＋
個人賠償責任共済	ご自身やご家族（同居で生計を一にする親族）が法律上の賠償責任を負った場合 の保障（国内のみ）	必要にあわせてお選びください。	○	○	○
類焼損害保障特約	自宅が火元となり、近隣の住宅や家財に損害が生じた場合の保障	必要にあわせてお選びください。	○	○	○
盗難保障特約※	家財・通貨・預貯金証書など、盗難により生じた損害の保障 ※火災共済のみに加入の場合に付帯できます。また、家財のみが保障の対象です。	必要にあわせてお選びください。	—	○	—
借家人賠償責任特約	賃貸住宅にお住まいの方が貸主に対して賠償責任を負った場合の保障	必要にあわせてお選びください。	○	○	○
			賃貸住宅の方のみお選びいただけます。		

詳しい保障内容をご覧ください。 次ページへ

保障内容

⚠ 損害、被害の程度・加入口数によって最高保障額は異なります。

PLUS!

自然災害共済は、火災共済にプラスしてご加入いただく保障です。

火災共済

■火災等共済金

火災などのとき

共済期間中に
火災、落雷、他人の住居からの
水ぬれなどにより
損害が生じたとき。

最高保障額
6,000万円
（600口加入の場合）

プラス15%の臨時費用共済金を
お支払い（200万円限度）※

■風水害等共済金★

風水害などのとき

共済期間中に
暴風雨、突風、台風、
高波などにより
損害が生じたとき。

最高保障額
300万円
（600口加入の場合）

プラス15%の臨時費用共済金★を
お支払い※

※臨時費用共済金…罹災後の臨時の支出に充てる費用としてお支払いする共済金です。

その他にも保障される内容

■持ち出し家財共済金（家財契約がある場合のみ対象）

対象となる事故	支払限度額（下記のいずれか少ない額）
持ち出した家財が日本国内の他の建物内で火災等により損害を受けたとき。	100万円 または、 家財の契約共済金額の20%

※持ち出し家財…家財のうち、共済契約関係者により家財を収容する住宅内から一時的に持ち出された家財

■失火見舞費用共済金

対象となる事故	支払限度額（下記のいずれか少ない額）
第三者の所有するものに、火災等により臭気付着以外の損害を生じさせ、見舞金を自己の費用で支払ったとき。	100万円 または、契約共済金額の20% （1世帯40万円を限度）

■修理費用共済金★（マンション構造のみ対象）

対象となる事故	支払限度額（下記のいずれか少ない額）
借家人が居住する住宅に火災等・風水害等により損害が生じ、賃貸借契約にもとづき、自己の費用で修理をしたとき。	100万円 または、契約共済金額の20%

■漏水見舞費用共済金（マンション構造のみ対象）

対象となる事故	支払限度額（下記のいずれか少ない額）
第三者の所有するものに水ぬれ損害を生じさせ、見舞金を自己の費用で支払ったとき。	50万円 または、契約共済金額の20% （1世帯15万円を限度）

■風呂の空だき見舞金

対象となる事故	支払額
風呂釜および浴槽に火災に至らない空だきにより損害が生じたとき。	風呂釜と浴槽がともに使用不能となったとき 5万円 風呂釜のみが使用不能となったとき 2万円

※ご契約内容によって支払い対象外となる場合があります。

■住宅災害死亡共済金★

対象となる事故	支払限度額
火災等共済金または風水害等共済金が支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として、事故の日から180日以内に死亡したとき。	1人 300万円 （1人につき1口あたり5,000円）

■バルコニー等修繕費用共済金（住宅契約があり、かつ、マンション構造のみ対象）

対象となる事故	支払限度額（下記のいずれか少ない額）
バルコニーや窓ガラスなどの専用使用権付共用部分に火災等による損害が生じ、自己の費用で修繕したとき。	30万円 または、住宅の契約共済金額

※専用使用権付共用部分…共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約において、専用使用権を承認された共用部分のこと（例）バルコニー、窓ガラス、窓枠、玄関扉など
※家財のみの契約の場合は、対象外となります。

■水道管凍結修理費用共済金（住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象）

対象となる事故	支払限度額
水道管の凍結により、当該機器に損壊が生じ、自己の費用で修理したとき（パッキングのみの損壊除く）。	10万円

※凍結損害に伴い水ぬれ損害が同時に発生した場合は、水ぬれ損害として扱い、火災等共済金としてお支払いします。

■付属建物等風水害共済金★（住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象）

風水害等により付属建物または付属工作物に損害が生じたとき。

被害内容	支払額
風水害等による損害額が10万円を超える場合	1世帯あたり2万円

※付属建物・付属工作物…物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポートなど

※マンション構造専用（風水害保障なしタイプ）について…“★”がついている共済金は、風水害等による損害の場合は対象外となります。

自然災害共済

■風水害等共済金★

風水害などのとき

共済期間中に暴風雨、突風、
台風、高波などにより
損害が生じたとき。

大型タイプ　最高保障額 **4,200万円**

標準タイプ　最高保障額 **3,000万円**

（600口加入の場合）

■地震等共済金

地震などのとき

共済期間中に
地震、噴火、津波などにより
損害が生じたとき。

大型タイプ　最高保障額 **1,800万円**

標準タイプ　最高保障額 **1,200万円**

（600口加入の場合）

その他にも保障される内容

■盗難共済金

盗難による盗取・汚損・損傷が生じ、所轄警察署に被害の届け出をしたとき。

被害内容	支払限度額
盗取、汚損、損傷	契約共済金額
通貨（1万円以上）	20万円 または、家財の契約共済金額 （いずれか少ない額）
預貯金証書	200万円 または、家財の契約共済金額 （いずれか少ない額）
持ち出し家財	100万円 または、 家財の契約共済金額の20% （いずれか少ない額）

※汚損、損傷による盗難共済金の額は、「火災共済」より支払われる場合には、火災等共済金と合わせて損害の額を限度とします。
※通貨・預貯金証書・持ち出し家財の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。
※預貯金証書の損害は、次の事実があったときに限ります。
・盗難を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。
・預貯金が口座から引き出されていたこと。
※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあうことをいいます。

■傷害費用共済金★

対象となる事故	支払限度額
火災等共済金、風水害等共済金、地震等共済金または盗難共済金が支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として傷害を受け、その日から180日以内に死亡または身体障がいの状態になったとき。	1事故1名につき 600万円 （1口あたり最高10,000円）

※「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障がいの状態になった場合、その障がいの程度に応じてお支払いします。

■付属建物等特別共済金★

（大型タイプの住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象）

風水害等、地震等により付属建物または付属工作物に損害が生じたとき。

被害内容	支払額
風水害等による損害額が10万円を超える場合	1世帯あたり3万円
地震等による損害額が20万円を超える場合	

※付属建物・付属工作物…物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポートなど

■地震等特別共済金（加入口数が20口以上の場合のみ対象）

被害内容	支払額
住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合	大型タイプ 1世帯あたり4.5万円
	標準タイプ 1世帯あたり3万円

※マンション構造専用（風水害保障なしタイプ）について…“★”がついている共済金は、風水害等による損害の場合は対象外となります。

保障内容 共済金お支払いのしくみと特約
（保障金額）

下表のとおり、被害・損害の程度によって支払額が決まります。

火災などのとき 火災等共済金

被害の程度	火災共済 1口あたりの共済金	火災共済 支払額	臨時費用共済金
全焼損（住宅の70%以上の焼破損）	10万円	契約共済金額の全額	お支払いする共済金の15%（200万円が限度）
半焼損・一部焼損（住宅の70%未満の焼破損）	——	契約共済金額を限度とした再取得価額	

風水害などのとき 風水害等共済金

被害の程度	損害の程度		火災共済 1口あたりの共済金	火災共済 支払限度額	臨時費用共済金	自然災害共済 大型タイプ 1口あたりの共済金	大型タイプ 支払限度額	標準タイプ 1口あたりの共済金	標準タイプ 支払限度額
全壊・流失	住宅の損壊率	70%以上	30,000円	300万円	お支払いする共済金の15%	70,000円	4,200万円	50,000円	3,000万円
半壊	住宅の損壊率	50%～70%未満	15,000円	150万円		49,000円	2,940万円	35,000円	2,100万円
		30%～50%未満				35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円
		20%～30%未満				21,000円	1,260万円	15,000円	900万円
一部壊	損害額	100万円を超える	4,000円	40万円		14,000円	840万円	10,000円	600万円
		50万円を超え100万円以下	2,000円	20万円		7,000円	100万円	5,000円	100万円
		20万円を超え50万円以下	1,000円	10万円		2,800円	50万円	2,000円	50万円
		10万円を超え20万円以下	500円	5万円		1,400円	20万円	1,000円	20万円
床上浸水	全床面の50%以上	150cm以上	15,000円	150万円		35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円
		100cm～150cm未満	10,000円	100万円		25,200円	1,512万円	18,000円	1,080万円
		70cm～100cm未満	7,000円	70万円		21,000円	1,260万円	15,000円	900万円
		40cm～70cm未満	5,000円	50万円		14,000円	840万円	10,000円	600万円
		40cm未満	3,000円	30万円		7,000円	420万円	5,000円	300万円
	全床面の50%未満	100cm以上	3,000円	30万円		7,000円	420万円	5,000円	300万円
		100cm未満	1,000円	10万円		2,100円	126万円	1,500円	90万円

※火災共済において、住宅・家財いずれかのみの契約の場合、支払限度額は上記の表の半額となります。
※マンション構造専用（風水害保障なしタイプ）の場合は対象外です。

地震などのとき 地震等共済金

被害の程度	損害の程度		自然災害共済 大型タイプ 1口あたりの共済金	大型タイプ 支払限度額	標準タイプ 1口あたりの共済金	標準タイプ 支払限度額
全壊・全焼	住宅の損壊率	70%以上	30,000円	1,800万円	20,000円	1,200万円
大規模半壊・大規模半焼	住宅の損壊率	50%～70%未満	18,000円	1,080万円	12,000円	720万円
半壊・半焼	住宅の損壊率	20%～50%未満	15,000円	900万円	10,000円	600万円
一部壊・一部焼	損害額	100万円超	3,000円	180万円	2,000円	120万円

地震等特別共済金

被害の程度	大型タイプ 支払額	標準タイプ 支払額
住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合	1世帯あたり 4.5万円	1世帯あたり 3万円

地震等災害見舞金について

地震等による損害を被り、火災共済に30口以上の加入があり、かつ、住宅の損害額が20万円を超えるときは、地震等災害見舞金をお支払いする場合があります（地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます）。

この見舞金は、火災共済・自然災害共済による保障とは別にお支払いするものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることになるため、お支払いをお約束するものではありません。

※貸家契約、空家契約は対象となりません。

PLUS! 特約をプラスして暮らしにさらなる安心を。

賠償責任が生じる「もしも」の事故に備えて！

個人賠償責任共済

損害賠償共済金・賠償費用共済金

●火災共済に30口以上加入している場合にセットできます。

おすすめポイント
自転車で衝突して歩行者にけがを負わせるなど、賠償金が高額となる事故も多くなっていますので、万一に備えましょう。

支払事由	支払限度額
日本国内において、次の（1）や（2）により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したりしたことで、被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合 （1）日常生活における偶然な事故 （2）主たる被共済者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然の事故	3億円
対人臨時費用	死亡させたとき10万円・10日以上の入院をさせたとき2万円・対人事故3,000円

※損害発生時点で、主たる被共済者と同居で、生計を一にする親族は保障の対象となります（同居の親族でも明らかに独立した生活と認められる場合は保障の対象となりません）。
※借家人（被共済者）が賃借している不動産について、貸主に対して生じた損害賠償責任は保障の対象となりません。　※貸家の所有・使用・管理に起因する貸主（被共済者）の法律上の賠償責任は保障の対象となりません。　※「個人賠償責任共済」は、こくみん共済「個人賠償プラス」と同じ保障です。

近隣への延焼による損害に対応！

類焼損害保障特約

類焼損害共済金

●火災共済に30口以上加入している場合にセットできます。

支払事由	支払限度額
住宅から発生した火災、破裂または爆発により、近隣の住宅およびそこに収容される家財に生じた損害	1億円

おすすめポイント
重過失の場合を除き、他人宅への類焼は損害賠償責任が生じませんが、ご近所との関係を円滑にするためにも万一の失火に備えましょう。

万一の盗難にも安心の備え！

盗難保障特約

盗難共済金

●火災共済のみの加入で家財に30口以上加入している場合にセットできます。

支払事由	支払限度額
盗難による盗取・汚損・損傷が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合	300万円

※火災共済の住宅契約のみの加入、または、自然災害共済に加入している場合は加入することができません。

おすすめポイント
侵入窃盗は、家財を盗み取られるとともに、汚されたり、壊されたりすることがあります。この特約は、盗難に伴うこれらの家財の被害を保障し、万一の際にお役に立ちます。

被害内容	支払限度額
盗取、汚損、損傷	300万円
通貨（1万円以上）	20万円
預貯金証書	200万円
持ち出し家財	60万円

※上記4つの被害内容の共済金額は合計して300万円が限度になります。また、家財における被害が対象となります。
※預貯金証書の損害は、次の事実があったときに限ります。
・盗難を知った後、直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。
・預貯金が引き出されていたこと。
※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあうことをいいます。

賃貸住宅にお住まいの方へプラスの安心！

借家人賠償責任特約

損害賠償共済金・賠償費用共済金

●火災共済に30口以上加入している場合にセットできます。

支払事由	支払限度額
居住する借用住宅が火災、破裂または爆発、漏水等により破損し、貸主に対して法律上の賠償責任を負った場合	4,000万円（400口加入の場合）

おすすめポイント
賃貸住宅には原状回復義務があります。借りている部屋の壁やレンジフードを焼損してしまったときなど、家主への賠償責任が生じる場合に備える保障です。

※漏水等とは、給排水設備または洗濯機・浴槽等設備の事故に伴う漏水、放水またはいっ水による水ぬれをいいます。
※借用住宅とは、借用建物のうち共済の目的である家財を収容する戸室（一戸建てを含みます）をいい、併用住宅においては、もっぱら居住する部分をいいます。階下や隣室などへの賠償は含まれません。

さらにこちらも！ **賠償費用共済金**

損害賠償共済金とは別に、損害賠償するにあたって要した費用に対し、契約共済金額を限度にお支払いします。

■損害賠償するにあたって要した費用
①損害の防止または軽減のために要した費用のうち、当会が必要または有益であったと認める費用など
②訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用
③示談交渉に要した費用

ご加入の際に必要な、住まいの建物構造を確認しましょう。

次ページへ

あなたの住まいの建物構造は？

お住ま いの建物構造によって、
掛金が 異なりますのでしっかりチェックしましょう。

■建物構造区分確認ガイド

3ステップで建物構造を確認しましょう。

Step1 建物形態

ご契約物件は･･･ 戸建て住宅ですか、共同住宅ですか？

戸建て住宅
- 共同住宅以外のすべての住宅
- 建物内部で行き来のできる二世帯住宅

共同住宅
- 同一建物内に2戸以上の戸室がある住宅
  具体例 マンション・アパート・長屋造・テラスハウス等
- 建物内部で行き来のできない二世帯住宅

Step2 柱の材質

木質など / 鉄骨造 / コンクリート造 / 木質など / 鉄骨造 / コンクリート造

Step3 耐火基準

耐火建築物に該当しますか？
⚠右ページで確認
確認書類の提出が必要な場合があります。

- 木質などの方：いいえ
- 鉄骨造の方：いいえ
- はい

耐火建築物 準耐火建築物 省令準耐火建物 に該当しますか？
⚠右ページで確認
確認書類の提出が必要な場合があります。

- いいえ
- はい

準耐火建築物 省令準耐火建物 に該当しますか？
⚠右ページで確認
確認書類の提出が必要な場合があります。

- いいえ
- はい

確認結果 建物構造区分

木造構造 / 鉄骨・耐火構造 / 木造構造 / 鉄骨・耐火構造 / マンション構造

住宅の構造（「木造構造」「鉄骨・耐火構造」「マンション構造」）によって掛金が異なります。
加入申込書記入時にご注意ください。

加入申込時に、以下の内容の記入が必要です。
耐火基準の確認方法によっては、申込書と一緒に書類の提出が必要な場合があります。

建物の柱の材質について

木質など
鉄骨造・コンクリート造以外
※柱がない枠組壁工法建物（2×4建物）を含みます。

鉄骨造
すべての柱（付け柱・飾り柱除く）を鉄骨（CFT含む）または鋼材を用いて組み立てた建物をいい、鉄骨をモルタル、プレキャストコンクリート板、石膏ボード等で被覆したものを含みます。なお、土蔵造も鉄骨造となります。

コンクリート造
すべての柱（付け柱・飾り柱除く）をコンクリートで造った建物をいいます。なお、鉄筋コンクリート造・コンクリートブロック造（鉄補強材含む）・れんが造・石造もコンクリート造となります。

耐火基準の確認は、以下の方法で行います。

申込時に確認書類が必要になる場合があります。

⚠申込書の「確認方法」欄にはそれぞれ下記の番号をご記入ください。

■昭和35年以降建築の地上4階建て以上の建物で、3階以上の階が共同住宅である

はい → 耐火基準は 耐火建築物 を適用します。
建物構造区分は マンション構造 を適用します。

提出書類	
提出不要	2

該当しない場合

■こくみん共済 coop のホームページで耐火基準コードを確認

こくみん共済 coop 検索 https://www.zenrosai.coop

確認できた場合
申込書の「確認方法」欄に右記の番号を記入するとともに「耐火基準コード」欄に4桁の数字を記入してください。

提出書類	
提出不要	4

確認できない場合

■建築確認申請書、仕様書、他の火災保険証券などでの確認

以下のいずれかの書類に、耐火建築物・準耐火建築物・省令準耐火建物を示す記載があれば確認できます。

- 建築確認申請書、設計仕様書、設計図面
- ハウスメーカー・販売者・不動産賃貸業者等の作成資料
- 他の損害保険会社の火災保険契約の保険証券に記載されている構造級別（M構造・T構造）を火災共済の構造区分に読み替えて適用

※M構造＝マンション構造　T構造＝鉄骨・耐火構造

⚠申込時には以下の確認書類が必要です。

提出書類	
①建築確認申請書の写し ②仕様書や設計書等の写し ③保険証券の写し　など	1

例 持ち家の方：建築確認申請書では、第4面で確認できます。　賃貸の方：不動産賃貸業者等の作成資料で確認できます。

ご自宅に書類がない場合

■［耐火基準申請書］を施工者等にご記入いただき申込書と一緒に当会へご提出ください。

※耐火基準申請書が必要な場合は、お手数ですがこくみん共済 coop までお問い合わせください。

⚠申込時には以下の確認書類が必要です。

提出書類	
耐火基準申請書	3

ご不明な場合は、こくみん共済 coop までお問い合わせください。

あなたの必要保障額と掛金の試算ができます。 次ページへ

必要保障額と掛金の計算

⚠ 火災共済・自然災害共済の共済金は住宅の所有者が契約された場合は非課税となります。できるだけ所有者が契約者になるようにしてください。

2ステップでカンタン！

ステップ1 必要保障額の計算

必要保障額（加入基準）とは、元通りの生活を再建させるのにいくらかかるか、その目安となるものです。

住宅の必要保障額〈持ち家〉

住宅の延床面積を確認します。

あ ＿＿ 坪　坪数を計算してください。（坪数=m²÷3.3）
※坪数小数点以下切り上げ

1坪あたりの加入基準を確認します。

●住宅の必要保障額（加入基準）を下表から調べます。所在地の加入基準をいに記入してください。

い ＿＿ 万円　住宅の加入基準はお住まいの地域と住宅構造で異なります

〈住宅の加入基準〉

住宅構造	住宅の所在地	1坪（3.3m²）あたりの加入基準
木造構造	東京、神奈川、京都、大阪	80万円
	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、長野、山梨、静岡、富山、石川、福井、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、和歌山、兵庫、島根、鳥取、岡山、広島、山口、福岡、沖縄	70万円
	その他の道県	60万円
鉄骨・耐火構造 マンション構造	東京、神奈川	90万円
	埼玉、千葉、山梨、静岡、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、京都、大阪、和歌山、兵庫	80万円
	その他の道県	70万円

住宅の必要保障額を計算します。

あ ＿＿ 坪 × い ＿＿ 万円 = ア ＿＿ 万円

⚠ 他保険（共済）契約のある方は、以下の計算をしてください。
※必要保障額を超える加入はできないため記入いただきます。
※切り替えで申し込みされる場合は記入は不要です。

ア ＿＿ 万円 − 他保険 ＿＿ 万円 = イ ＿＿ 万円

家財の必要保障額〈持ち家・賃貸住宅〉

住宅の延床面積・世帯主の年齢・世帯人数をもとに家財の必要保障額を確認します。

●家財の必要保障額（加入基準）を下表から調べます。該当の加入基準をウに記入してください。

ウ ＿＿ 万円　家財の加入基準は住宅の延床面積・世帯主の年齢・世帯人数で異なります

〈家財の加入基準〉

住宅延床面積	世帯主年齢	世帯人数 単身	2人	3人	4人	5人以上
10坪以上	30歳未満	500万円	900万円	1,000万円	1,100万円	1,200万円
	40歳未満 30歳以上	600万円	1,300万円	1,400万円	1,500万円	1,600万円
	40歳以上	700万円	1,800万円	1,900万円	2,000万円	2,000万円
10坪未満		上記の額、または700万円のいずれか少ない額				

⚠ 他保険（共済）契約のある方は、以下の計算をしてください。
※必要保障額を超える加入はできないため記入いただきます。
※切り替えで申し込みされる場合は記入は不要です。

ウ ＿＿ 万円 − 他保険 ＿＿ 万円 = エ ＿＿ 万円

住宅と家財の「必要保障額」の合計を計算します。

住宅の必要保障額 アまたはイ ＿＿ 万円 ＋ 家財の必要保障額 ウまたはエ ＿＿ 万円 = 住宅・家財の合計必要保障額 ＿＿ 万円

※必要保障額のうち加入できるのは住宅4,000万円（400口）、家財2,000万円（200口）が限度です。

ステップ2 掛金の計算

●掛金は加入口数により算出します。

持ち家の方は住宅と家財の合計加入口数、賃貸の方は家財の加入口数を計算します。

住宅の必要保障額 アまたはイ ÷10万円 = a 住宅の加入口数 ＿＿ 口
家財の必要保障額 ウまたはエ ÷10万円 = b 家財の加入口数 ＿＿ 口
a + b = c 合計加入口数 ＿＿ 口

※住宅・家財それぞれ2口単位（偶数）にてお申し込みください。

掛金を計算します。 建物構造区分ごとに掛金が異なります。お住まいの建物構造区分を P.9でご確認ください。

火災共済の掛金額

c ＿＿ 口 ×

1口あたりの年払掛金	
木造構造	70円
鉄骨・耐火構造	40円
マンション構造（風水害保障なし）	30円（25円）

または

ECO エコ住宅専用の場合

1口あたりの年払掛金	
木造構造	68円
鉄骨・耐火構造	39円
マンション構造（風水害保障なし）	29円（24円）

= A ＿＿ 円

＋

自然災害共済の掛金額

c ＿＿ 口 ×
※火災共済と同口数になります。

大型タイプ

1口あたりの年払掛金	
木造構造	165円
鉄骨・耐火構造	105円
マンション構造（風水害保障なし）	90円（80円）

または

標準タイプ

1口あたりの年払掛金	
木造構造	110円
鉄骨・耐火構造	70円
マンション構造（風水害保障なし）	60円（55円）

= B ＿＿ 円

※「大型タイプ」「標準タイプ」のいずれかをお選びください。※自然災害共済のみの加入はできません。

＋

●付帯される特約の掛金額

個人賠償責任共済の年払掛金		類焼損害保障特約の年払掛金		盗難保障特約の年払掛金		
2,300円	＋	2,300円	＋	1,100円	=	C ＿＿ 円

※個人賠償責任共済、類焼損害保障特約は火災共済に30口以上、盗難保障特約は火災共済のみの加入で家財契約に30口以上加入している場合に加入できます。

＋

借家人賠償責任特約の掛金を計算します（賃貸住宅の方のみ）。

借用住宅の種類による保障額の目安を参考に、希望する保障額を設定します。

借用住宅の種類	保障額の目安
マンション・アパート（延床面積50m²未満）	1,000万円（100口）
マンション・アパート（延床面積50m²以上）	2,000万円（200口）
戸建て	2,000万円（200口）

※特約のみの加入はできません。火災共済の家財契約に30口以上加入している場合にお申し込みいただけます。
※左の表により算出した保障額を超える損害賠償責任が発生する場合もあります。左の表以外にも借用住宅の延床面積を問わず500万円（50口）～4,000万円（400口）の範囲で加入できます。

希望する保障額は? ＿＿ 万円 ÷10万円 = d ＿＿ 口
※2口単位（偶数）にてお申し込みください。

借家人賠償責任特約の年払掛金額

d ×

1口あたりの年払掛金	
木造構造	45円
鉄骨・耐火構造	20円
マンション構造	15円

= D ＿＿ 円

合計の掛金を計算します。

A ＿＿ 円 ＋ B ＿＿ 円 ＋ C ＿＿ 円 ＋ D ＿＿ 円 = あなたの掛金額 ＿＿ 円

※掛金計算上、端数（50銭）が発生した場合は切り上げとなります。

ご契約のてびき

このご契約のてびき（契約概要・注意喚起情報）は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了承のうえお申し込みください。なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約・細則によって定まります。このご契約のてびきは、ご契約の内容すべてを記載したものではありません。ご不明な点がありましたら、こくみん共済 coop（以下「当会」）までお問い合わせください。ご契約内容となる事業規約・細則は、当会のホームページ（https://www.zenrosai.coop/tebiki.html）よりご参照ください。

各項目に記載しています

- 契約概要　共済商品の内容をご理解いただくための事項
- 注意喚起情報　ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

用語の説明

【契約者】当会と契約を結び、契約上の権利・義務を持つ方。出資金を払い込んで組合員となることが必要です。
【共済契約関係者】契約者およびその人と生計を一にする親族をいいます。
【生計を一にする（同一生計）】日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。同居であることを要しません。
【共済金受取人】共済金受取人は契約者です。契約者が死亡したときの共済金受取人は、契約者の相続人とします。
【支払事由】共済金が支払われる事由をいいます。
【発効日】申し込まれた契約の保障が開始する日をいいます。
【共済の目的（保障の対象）】契約により保障されるものをいいます。
【共済契約証書】契約の成立および内容を証するため、契約の内容を記載し、契約者にお届けするものをいいます。
【再取得価額】被害にあったものと同程度のものを新たに購入・修復するために必要な当会が定めた標準的な価額をいいます。
【損壊】壊れ、破れ、亀裂、傷、傾斜、変形、ずれをいいます。
【床上浸水】居住の用に供する部分の床面（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます）を超える浸水または地盤面（床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます）から45cm を超える浸水により、日常の生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。

契約締結前にご確認いただく事項

1 共済商品名称と該当する事業規約・細則　契約概要

共済商品名		事業規約・細則
住まいる共済	火災共済	風水害等給付金付火災共済
	自然災害共済	自然災害共済
	個人賠償責任共済	個人賠償責任共済

●「エコ住宅専用 住まいる共済」の場合は、火災共済を「エコ住宅専用 火災共済」に読み替えてご確認ください。
●個人賠償責任共済は火災共済に 30 口以上加入している場合にセットできる保障です。

2 共済商品のしくみ　契約概要

火災共済
ご契約の住宅や家財に火災・風水害などの損害が発生した場合、共済金をお支払いします。契約は住宅と家財のそれぞれにおいて、住宅は 1 棟ごとに、家財は 1 棟の住宅内に収容されている家財ごとに契約します。
※セットできる特約などについては、P.15「7 特約などの概要」をご確認ください。

自然災害共済
ご契約の住宅や家財に地震、風水害、盗難などによる損害が発生した場合、共済金をお支払いします。
火災共済にセットして加入できます（火災共済に加入する住宅ごと、家財ごとに火災共済と同口数で加入してください）。加入できるタイプは大型タイプまたは標準タイプのいずれかです（住宅1棟に対して複数の契約がある場合には同一タイプに統一して加入ください）。大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令された場合には、当該地域に所在する住宅または家財については、新規・増額契約はお引き受けできません。

●加入口数
住宅は 400 口（4,000 万円）、家財は 200 口（2,000 万円）までの範囲で、それぞれで定めている加入基準を上限に偶数口数（2 口単位）で加入できます。
※他の火災共済・保険などに加入されている場合は、他保険などの契約金額を差し引いた額（口数）でご加入ください。

3 共済金をお支払いする場合（支払事由）　契約概要

※マンション構造専用（風水害保障なしタイプ）について、後述の "★" がついている共済金は風水害等による損害の場合、対象外となります。

火災共済

火災等共済金	保障の対象に火災等により損害が生じた場合　※火災等とは…火災、落雷、破裂・爆発、突発的な第三者の直接加害行為（損害額５万円以上）、他人の住居からの水ぬれ、消火作業による冠水・破壊、他人の車両の飛び込み、住宅外部からの物体の落下・飛来
風水害等共済金★	保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅に、風水害等により損害が生じ、次の**1.**または**2.**に該当する場合 **1.**住宅の損害額が 10 万円を超える場合（浸水による損害および住宅外部の損壊を伴わない吹き込み、浸み込み、漏入等による住宅内部のみの損害を除きます）　**2.**住宅が床上浸水を被った場合　※風水害等とは…暴風雨、突風・旋風（竜巻含む）、台風、高波・高潮、洪水、豪雨・長雨、雪崩、降雪、降ひょうまたはこれらによる地すべりもしくは土砂崩れ
持ち出し家財共済金（家財契約がある場合）	持ち出し家財について、日本国内の他の建物（アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もっぱら通路に利用されているものを除きます）内において火災等による損害が生じた場合
臨時費用共済金★	火災等共済金または風水害等共済金が支払われる場合
失火見舞費用共済金	保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅から発生した火災、破裂・爆発により、第三者の所有物に臭気付着以外の損害が生じ、見舞金等を現実に自己の費用で支払った場合
水道管凍結修理費用共済金（住宅の加入口数 20 口以上の場合）	保障の対象である住宅の専用水道管が凍結により損壊（パッキングのみの損壊を除きます）し、共済契約関係者が修理費用を自己の費用で支払った場合
バルコニー等修繕費用共済金（住宅契約がある場合で、かつ、マンション構造のみ）	保障の対象である住宅の専用使用権付共用部分が火災等により損害を受け、その区分所有建物の管理規約にもとづき共済契約関係者が修繕費用を自己の費用で支払った場合
漏水見舞費用共済金（マンション構造のみ）	保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅から発生した事故（火災、破裂・爆発は除きます）を原因として、第三者の所有物に水ぬれ損害が生じ、見舞金等を現実に自己の費用で支払った場合
修理費用共済金★（マンション構造のみ）	借用住宅に火災等または風水害等により損害が生じ、共済契約関係者が賃貸借契約にもとづき修理費用を自己の費用で支払った場合
住宅災害死亡共済金★	火災等共済金または風水害等共済金が支払われ、かつ、共済契約関係者がその事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合
風呂の空だき見舞金	保障の対象である風呂釜および浴槽が火災に至らない空だきにより、次の**1.**または**2.**に該当する場合 **1.**風呂釜かつ浴槽が使用不能になったとき　**2.**風呂釜が使用不能になったとき
付属建物等風水害共済金★（住宅の加入口数 20 口以上の場合）	風水害等により保障の対象である住宅の付属建物または付属工作物に 10 万円を超える損害が生じた場合

自然災害共済

風水害等共済金★	保障の対象に風水害等による損害が生じ、次の**1.**～ **3.**に該当する場合（申し込み以前に発生した風水害等により、申込日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害を除きます）　**1.**住宅の損害額が 10 万円を超える場合（浸水による損害および住宅外部の損壊を伴わない吹き込み、浸み込み、漏入等による住宅内部のみの損害を除きます）　**2.**家財の損害額が 10 万円を超える場合（浸水による損害および住宅外部の損壊を伴わない吹き込み、浸み込み、漏入等による家財のみの損害を除きます）　**3.**住宅が床上浸水を被った場合
盗難共済金	盗難により次の**1.**～**3.**のいずれかの損害が生じ、かつ、共済契約関係者が所轄警察署に被害の届け出をした場合　**1.**保障の対象に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合　**2.**日本国内の他の建物（アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もっぱら通路に利用されているものを除きます）内において、持ち出し家財に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合　**3.**保障の対象である家財を収容する建物内において生じた、通貨の１万円以上の盗取または共済契約関係者の名義の預貯金証書の盗取による損害が生じた場合。ただし、預貯金証書の盗取については、次のすべてを満たす場合　(1) 共済契約関係者が、盗取を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと　(2) 盗取にあった預貯金証書により、預貯金口座から現金が引き出されたこと
地震等共済金	地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅に損害が生じ、その損害額が 100 万円を超える場合　※地震等とは…地震による損壊・火災、噴火による損壊・火災、津波による損壊
地震等特別共済金（住宅および家財の合計加入口数が 20 口以上の場合）	地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、住宅に損害が生じ、その損害額が 20 万円を超え 100 万円以下の場合
付属建物等特別共済金★（※大型タイプのみ）（住宅の加入口数 20 口以上の場合）	保障の対象である住宅の付属建物または付属工作物が次の**1.**または**2.**に該当する場合　**1.**風水害等による損害額が 10 万円を超える場合（申し込み以前に発生した風水害等により、申込日の翌日から７日以内の共済期間中に生じた損害を除きます）　**2.**地震等による損害額が 20 万円を超える場合
傷害費用共済金★	火災等共済金、風水害等共済金、地震等共済金または盗難共済金が支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として傷害を受け、その日から180日以内に死亡または身体障がいの状態になった場合

4 共済金をお支払いできない主な場合　契約概要　注意喚起情報

火災共済

次のいずれかの事由により生じた損害
1.発効日以前に生じた損害　**2.**住宅の欠陥および老朽化に伴う雨もり、台風などで吹き込んだ雨もり　**3.**契約者、保障の対象の所有者、共済金受取人またはこれらの人の法定代理人の故意または重大な過失　**4.**保障の対象である家財（持ち出し家財を除きます）が、保障の対象である家財を収容する住宅外にある間に生じた事故　**5.**火災等または風水害等に際しての保障の対象の紛失または盗難　**6.**置き忘れ、紛失その他の共済契約関係者の管理下にない持ち出し家財の事故　**7.**直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震等　**8.**直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動　**9.**直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質もしくは核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故　**10.9.**以外の放射線照射または放射能汚染　**11.7.**～**10.**の事由により発生した事故の延焼または拡大　**12.**発生原因がいかなる場合でも、**7.**～**10.**の事由による事故の延焼または拡大　**13.7.**～**10.**の事由に伴う秩序の混乱　**14.**物置・納屋・車庫などの付属建物、門・塀・垣・カーポートなどの付属工作物の損害（風水害等共済金）　**15.**借用住宅の改築、増築または取りこわし等の工事（借家人賠償責任特約）　**16.**次の損害賠償責任を負担することにより被った損害（借家人賠償責任特約）（1）被共済者と借用住宅の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任（2）被共済者が借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された損傷、汚損に起因する損害賠償責任　**17.**共済契約関係者またはこれらの人の法定代理人の故意（類焼損害保障特約）**18.**類焼保障被共済者またはその法定代理人の故意、重大な過失または法令違反（他の類焼保障被共済者が受け取る金額については除きます）（類焼損害保障特約）

個人賠償責任共済

次のいずれかの損害への賠償責任
1.同居または生計を一にする親族に対する損害　**2.**暴行または殴打に起因する損害　**3.**職務従事に起因する損害　**4.**被共済者が所有・使用・管理する財物に関する損害　**5.**心神喪失に起因する損害　**6.**自動車、バイクなどの車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理に起因する損害　**7.**地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害　など

自然災害共済

次のいずれかの事由により生じた損害

1.【火災共済】の「共済金をお支払いできない主な場合」**1.**～**4.**の事由　**2.**風水害等、地震等または火災等に際しての保障の対象の紛失または盗難　**3.**家財の置き忘れもしくは紛失、または置き引き、車上ねらい、もしくはその他共済契約関係者の管理下にない持ち出し家財の盗難　**4.**持ち出し家財である自転車および原動機付自転車の盗難
5.【火災共済】の「共済金をお支払いできない主な場合」**8.**～**10.**の事由、**8.**～**10.**の事由により発生した事故の延焼または拡大、発生原因がいかなる場合でも**8.**～**10.**の事由による事故の延焼または拡大、および**8.**～**10.**の事由に伴う秩序の混乱　**6.**地震等が発生した日から10日を経過した後に生じた損害（地震等共済金、地震等特別共済金、付属建物等特別共済金）　**7.**原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの（傷害費用共済金）　**8.**物置・納屋・車庫などの付属建物、門・塀・垣・カーポートなどの付属工作物の損害（風水害等共済金、地震等共済金、地震等特別共済金）　など

※「共済金をお支払いできない主な場合」は、特約等も含みます。

5 自然災害共済の共済金が削減される場合　契約概要　注意喚起情報

1. 自然災害共済は、当会・交運共済・電通共済生協・教職員共済（以下「自然災害共済実施生協」といいます。）が共同で実施するものです。
1回の風水害等または地震等による自然災害共済実施生協全体の所定の支払共済金総額が、あらかじめ定めた次の総支払限度額を超える場合は、お支払いする共済金をその所定の支払共済金総額に対する総支払限度額の割合によって削減してお支払いします。なお、2000年5月の制度実施以降、2011年の東日本大震災を含め、支払共済金総額が総支払限度額を超えたことはなく、共済金は削減せずにお支払いしています。

（1）風水害等の総支払限度額…600億円
※この額は、1900年以降に発生した過去の風水害等（最大の台風である1959年の伊勢湾台風を含みます。）と同程度の風水害等であれば概ね削減せずに共済金をお支払いすることのできる水準に設定していますが、過去に類をみない超大規模の風水害等については共済金を削減してお支払いする可能性があります。

（2）地震等の総支払限度額…5,500億円
※この額は、1900年以降に発生した過去の地震等（2011年の東日本大震災を含みます。1923年の関東大震災は除きます。）や近い将来発生する可能性のある首都直下型地震、南海トラフ地震（注）のうち東海地震、東南海地震、南海地震などと同程度の地震等であれば概ね削減せずに共済金をお支払いすることのできる水準に設定していますが、1923年の関東大震災級の地震や南海トラフ地震のうち最大規模の地震などのように発生する可能性が非常に低い超大規模の地震については共済金を削減してお支払いする可能性があります。
（注）南海トラフ沿いを震源域とする大規模地震の総称をいいます。

2. 当会では大規模な風水害等や地震等に備えて準備金の積み立てを行っていますが、風水害等または地震等によって共済事故が異常に発生し、準備金を取り崩してもなお所定の共済金をお支払いすることができない場合は、**1.**にかかわらず、総会の議決を経て、お支払いする共済金の分割払い、お支払いの繰り延べ、削減をさせていただくことがあります。
3. 共済金を削減して支払う恐れがあるときは、支払う共済金の一部を概算払いし、支払うべき共済金が確定した後に、差額をお支払いさせていただくことがあります。

6 お支払いする共済金の額　契約概要　注意喚起情報　➡ P.5～8をご確認ください。

7 特約などの概要　契約概要

内容／セット加入の条件	
個人賠償責任共済 日本国内において、次の（1）や（2）により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したりしたことで、被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします。　（1）日常生活における偶然な事故　（2）主たる被共済者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然の事故 **【被共済者の範囲】**被共済者の範囲は、主たる被共済者を中心とする次のいずれかの人とします。ただし、責任無能力者は含みません。なお、主たる被共済者は、火災共済の契約者です。（1）主たる被共済者　（2）主たる被共済者の配偶者（内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方（以下「内縁関係にある方等」）を含みます。ただし、主たる被共済者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。）（3）主たる被共済者またはその配偶者と生計を一にする同居の親族　（4）主たる被共済者またはその配偶者と生計を一にする別居の未婚の子　※損害の原因となった事故発生時において、被共済者の範囲に該当する方が保障の対象となります（同居の親族でも明らかに独立した生活と認められる場合は保障の対象となりません）。　※未婚とは過去に婚姻歴がないことをいいます。　※内縁関係にある方等とは、生活実態をもとに当会が認めた方をいいます。	〈セット加入の条件〉 火災共済に30口以上加入している場合に加入できます。
類焼損害保障特約 契約している住宅から発生した火災、破裂または爆発により近隣の住宅およびそこに収容される家財に損害が生じた場合に、その住宅および家財の所有者（類焼保障被共済者）に共済金をお支払いします。	〈セット加入の条件〉 火災共済に30口以上加入している場合に加入できます。 ※1物件に1契約とします。
盗難保障特約 盗難により損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合に共済金をお支払いします（家財のみが保障の対象です）。	〈セット加入の条件〉 火災共済のみの加入で家財に30口以上加入している場合に加入できます。 ※自然災害共済に加入している場合は加入できません。
借家人賠償責任特約 借用住宅の借主（被共済者）の過失で火災、破裂・爆発、漏水等が発生し、借用住宅に損害が生じたことにより、借主が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします。	〈セット加入の条件〉 火災共済（家財）に30口以上加入し、次の**(1)**～**(3)**のすべてに該当する場合に加入できます。　**(1)** 借用住宅に基本契約の保障の対象である家財が収容されているとき　**(2)** 借用住宅が共済契約関係者の所有でないとき　**(3)** 借用住宅の借主（被共済者）と借用住宅の貸主との間で、借用住宅の賃貸借契約または使用貸借契約がされているとき ※被共済者は共済契約関係者でなければなりません。

8 保障の重複について　注意喚起情報

下記の特約をセットする場合、当会および当会以外のご契約ですでに同種の保障に加入しているときは保障が重複することがあります。重複すると、保障の対象となる事故について、どちらのご契約からでも保障されますが、いずれか一方のご契約からは保険金や共済金が支払われない場合があります。それぞれのご契約内容の違いや保障される金額をご確認いただき、保障の要否をご判断いただいたうえでご加入ください。

類焼損害保障特約　個人賠償責任共済　盗難保障特約　借家人賠償責任特約

9 保障の対象　契約概要

住 宅

共済契約関係者が所有し、人が居住している日本国内の住宅または事務所・店舗等併用住宅
※共有持分になっている場合は、持分に応じて分割して契約し、可能な限り所有者を契約者としてください。
※民泊（住宅を活用し、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業）物件は、人が居住している建物に該当しないため、加入できません。
なお、共済契約関係者が居住される場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限り加入できます。

事務所・店舗等併用住宅の扱いについて

事務所・店舗等併用住宅で、次のいずれかに該当する場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限り加入できます（いずれにも該当しない事務所・店舗等併用住宅の場合は、事務所、店舗等含め住宅全体を対象に加入できます）。

㋐ 事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積を超える場合　㋑ 事務所・店舗等部分の面積が20坪以上となる場合
㋒ 次の用途を兼ねる住宅　● 常時10人以上が業務に従事する事務所、火薬類専門販売業・再生資源集荷業、作業員宿舎・簡易宿泊所、貸座敷・待合・割烹・料亭、キャバレー・ナイトクラブ・バー・スナック・ビアホールその他これらに類するもの、映画館・劇場・遊技娯楽場、工場・作業場（常時5人以上が作業に従事するもの）・倉庫・車庫

住宅の構造について

構造区分は3区分です。「建物形態」「柱の材質」「耐火基準」にもとづき決定します。掛金は構造区分により異なります。

木造構造	鉄骨・耐火構造	マンション構造
マンション構造および鉄骨・耐火構造に該当しない住宅	**マンション構造に該当しない住宅で下記1.～4.のいずれか** **1.**次のいずれかに該当する住宅　●コンクリート造　●コンクリートブロック造　●れんが造　●石造　●土蔵造　●鉄骨造　**2.**耐火建築物（戸建てのみ）　**3.**準耐火建築物（戸建て・共同住宅）　**4.**省令準耐火建物（戸建て・共同住宅）	**下記1.または2.のいずれか** **1.**次のいずれかに該当する共同住宅 ●コンクリート造　●コンクリートブロック造　●れんが造　●石造　**2.**耐火建築物の共同住宅

エコ住宅専用 住まいる共済のエコ設備について

➡ **裏表紙**をご確認ください。
※当会が指定するエコ設備付帯住宅ではないことが判明したときは、共済金をお支払いできない場合があります。

家 財

共済契約関係者が居住する日本国内の住宅に収容される共済契約関係者が所有する家財
※事務所・店舗等併用住宅の場合は、共済契約関係者がもっぱら居住する部分に収容される家財に限ります。
※貸家の場合は家財には加入できません。

保障の対象とならない住宅・家財（抜粋）
●通貨、預貯金証書、有価証券、電子マネー、貴金属、美術品、自動車およびその付属品、動物・植物等の生物など　●事務所・店舗等専用の建物、営業用の商品、器具備品、設備など　●稿本、設計図、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿など　●データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物　●空家・別荘等、人が居住していない住宅およびその住宅内の家財　●法人名義の住宅

10 共済期間および保障の開始　契約概要　注意喚起情報

共済期間

共済期間は1年です。同じ内容で引き続き加入する場合の更新方法は下記のとおりです。ただし、更新日にご契約の住宅または家財が、保障の対象の範囲外である場合は更新できません。
※事業規約・細則の改正があった場合には、掛金の額、保障内容等を変更することがあります（P.17「3 規約・細則の変更について」をご確認ください）。

- **掛金を口座振替（口振）により払い込む場合**、自動更新となり手続きは不要です。
- **掛金を現金で払い込む場合**、当会からお送りする更新案内に従い、お手続きください。

保障の開始

当会が加入の申し込みを承諾した場合、次のように契約が成立し保障が開始します。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。

- **申し込みと同時に初回掛金を払い込む場合**
初回掛金の払い込まれた日の翌日午前零時から保障開始（発効）。
※申込書の提出が初回掛金の払込日よりも遅い場合は、申込書の受付日（消印日）の翌日午前零時から保障を開始します。
- **口座振替（口振）により初回掛金を払い込む場合**
申込書の受付日（消印日）の翌々月1日午前零時から保障開始（発効）。
※初回掛金の振り替えができなかった場合は、申し込みはなかったものとなります。

11 掛金　契約概要　注意喚起情報

各共済1口あたりの掛金および特約の掛金は➡P.12をご確認ください。
※掛金の算出上発生した端数（円未満）は切り上げて算出します。　※エコ住宅専用火災共済は、年払掛金のみの取り扱いとなります。

12 掛金の払込方法　契約概要　注意喚起情報

掛金の払込期日は、毎年の発効応当日の前日の属する月の末日です。

年払いの場合

次年度以降の掛金の払い込みについては、払込期日の属する月の振替日（当会が指定した日）にご指定の口座から振り替えます。

13 掛金の払込猶予期間　注意喚起情報

払込期日の翌日から1ヵ月間の猶予期間があります。ただし、掛金を口座振替により払い込む場合は、払込期日の翌日から3ヵ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は失効します。

契約締結時にご注意いただく事項

1 告知義務　注意喚起情報
（加入申込書の記入上の注意事項）

申込書は当会と契約を締結するもの、および質問事項を告知するものとして重要です。質問事項には正確にお答えください。正確にお答えいただけなかった場合、契約が解除となり、共済金をお支払いできないことがあります。契約者自身がご記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ、署名・押印してください。

2 クーリングオフ　注意喚起情報

契約申込者（契約者）は、申込日を含めた8営業日以内であれば書面をもって申し込みの撤回（クーリングオフ）ができます。
※クーリングオフをする場合、書面に契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、保障の対象の所在地（火災共済・自然災害共済の場合）、主たる被共済者の氏名（個人賠償責任共済の場合）、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、所属する団体を通じて当会に提出してください。

3 規約・細則の変更について 契約概要 注意喚起情報

当会が事業規約・細則を改正した場合には、更新日時点における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等（支払事由、共済金の額、その他の契約内容となるすべての事項）により更新します。また、当会は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、当会ホームページへの掲載その他の方法により周知します。

契約締結後にご注意いただく事項

1 契約内容に関する届け出 注意喚起情報

契約者は次の場合、所属する団体を通じて当会へご連絡ください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。

● 氏名や住所が変更となった場合（指定代理請求人を含む）　● 火災共済、自然災害共済、個人賠償責任共済と同様の保障を提供する他の契約に加入したとき　● エコ設備付帯住宅から普通住宅へ変更されるとき　● 付帯のエコ設備に変更が生じた場合　● 住宅または家財を収容する住宅の用途や構造を変更、または解体・増改築するとき　● 30日以上空家または無人にするとき　● 保障の対象を移転または変更するとき　● 保障の対象である住宅の滅失、解体、譲渡、または保障の対象である家財を収容する建物の滅失、解体したとき　● この契約で保障される災害等以外の原因により損害を受けたとき　● 保障の対象の範囲外になったとき　● 同居家族の人数が変わったとき　● 契約者が死亡したとき

※故意または重大な過失により遅滞なく届け出をしなかったとき、または届け出をした場合で当会が契約の継続を承諾しない場合は、契約を解除することがあります。

2 共済金等を確実にご請求いただくために 注意喚起情報

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人（指定代理請求人）が共済金等を請求することができます（「指定代理請求制度」といいます）。
また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方（代理請求人）が共済金等を請求することができます（「代理請求制度」といいます）。

3 契約の解約・取り消し・消滅 注意喚起情報

● 契約者はいつでも将来に向かって契約を解約することができます。当会所定の解約届を提出してください。
● 契約者が、申し込みの際に、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。
※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。
● 次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。
㋐ 保障の対象が滅失したとき、または解体・譲渡されたとき
㋑ 保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅の70％以上を損壊、焼失または流失したとき

4 契約の無効 注意喚起情報

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。
すでに共済金等を支払っていたときは返還していただきます。また、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しします（㋙のときを除きます）。

各共済・特約共通

㋐ 保障の対象が契約の発効日または更新日において、保障の対象の範囲外のとき
㋑ 契約の発効日において、保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅について、70％以上の損壊、焼失または流失が発生していたとき
㋒ 契約の発効日、更新日または変更承諾日において、P.15「7 特約などの概要」の表にある借家人賠償責任特約の加入条件のいずれかを満たしていないとき（借家人賠償責任特約）
㋓ 共済金額が当会の規定する最高限度額を超えていたときはその超えた部分
㋔ 住宅1棟およびそこに収容される保障の対象である家財につき、複数の類焼損害保障特約が締結されていたとき
㋕ 同一の契約者により同一の保障の対象である家財につき、複数の盗難保障特約が付帯されていたとき
㋖ 契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき
㋗ 契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をしたとき

自然災害共済

上記に加え、次のいずれかに該当する場合も、無効になります。

㋘ 大規模地震対策特別措置法にもとづく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、地震防災対策強化地域として指定された地域の発令期間中に申し込まれた契約（更新契約または中途変更の場合は、増額部分）
㋙ 共済金額が、同時に加入している火災共済契約の共済金額を超えていたときは、その超えた部分

5 契約の解除 注意喚起情報

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

㋐ 共済金受取人（個人賠償責任共済の場合は被共済者または共済金を受け取るべき人、借家人賠償責任特約は被共済者、類焼損害保障特約の場合は類焼保障被共済者）が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
㋑ 共済契約関係者または共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
㋒ 共済契約関係者または共済金受取人が、反社会的勢力*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していると認められるとき
㋓ **前記㋐～㋒**までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき
㋔ 契約者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

*1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
*2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。
※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。なお、当該契約の未経過共済期間（1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます）に相当する掛金をお返しします。
※**前記㋖**の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

6 掛金の保険料控除について 注意喚起情報

自然災害共済の地震等損害部分に相当する掛金は、地震保険料控除の対象となります。

7 他の共済・保険などに加入している場合の共済金支払い 注意喚起情報

当会の火災共済（セットしている特約を含みます）、自然災害共済のほかに、他の共済や火災保険、地震保険、各種特約などに加入している場合で、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が、損害額を超えるときは、それぞれの契約から支払金額の合計が損害額を超えないように減額して支払われる場合があります。

お客さまに関する個人情報の取り扱いについて

当会は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、当会の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」にもとづき適切に取り扱います。
○所属団体について
所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます。）を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報（特定個人情報を除く）を所属団体へ提供させていただきます。
○再共済（再保険）について
再共済（保険）契約の締結や再共済（保険）金の請求等のため、再共済（保険）の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。
※個人情報の取り扱いに関する詳細は
当会ホームページ（https://www.zenrosai.coop）をご参照ください。

団体事務手数料のお支払いについて

契約者が所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます。）を通じてご加入される場合、契約等にかかわる事務手続きは契約者からの委任にもとづいて所属団体が代行することとなります。こくみん共済 coop は、この事務手続きに際して生じる費用相当額を、契約者に代わって所属団体に事務手数料としてお支払いします。

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1.苦情のお申し出先について
こくみん共済 coop（当会）では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。
当会に対するご相談・ご不満などがございましたら、各都道府県の当会までご連絡ください。

2.裁定または仲裁の申し立てについて
苦情などのお申し出につきまして、当会で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。
共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」（ADR促進法）にもとづく法務大臣の認証を取得しています。
■一般社団法人 日本共済協会 共済相談所
・電　　話　03-5368-5757
・受付時間　9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始除く）
※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

組合員について

1. 組合員の資格
（1）この消費生活協同組合（都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます）の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
（2）この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2. 届出の義務
組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退
（1）組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
（2）この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
（3）前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
（4）第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退
組合員は、次の事由によって脱退する。
（1）組合員たる資格の喪失
（2）死亡
（3）除名

5. 除名
（1）この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
①3年間この組合の事業を利用しないとき
②この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
（2）前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
（3）この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

ご契約者の皆さまへ

「こくみん共済 coop（当会）」は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。
当会は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています（※詳しくは各都道府県の当会にお問い合わせください）。